

宇部市新しい生活様式に対応した住宅リフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために、居住形態のある住宅の感染症対策に加え、在宅ワークスペースの確保や居住空間の快適さを高めるリフォーム工事（以下「工事」という。）を実施する者に対し、予算の範囲内で宇部市新しい生活様式に対応した住宅リフォーム補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「住宅」とは、市内にある戸建て住宅、店舗併用住宅（住宅以外の部分を除く）、共同住宅、長屋、マンションをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 宇部市の住民基本台帳に記録されている者。
- (2) 自己又は2親等以内の親族が所有する既存住宅のリフォーム工事を実施する者、若しくは、所有者の承諾を受けている賃借人で既存のリフォーム工事を実施する者。
- (3) 市税を滞納していない者。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付対象としないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団員防止法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（暴力団員防止法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

(補助対象工事)

第4条 補助金の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 新しい生活様式に対応した別表に掲げる工事であること。
- (2) 市内施工業者（市内に本店、支店又は営業所を有する施工業者であって、申請者を除くものをいう。）を利用して施工する工事であること。
- (3) 国や県で実施する新型コロナウイルス感染症対策の補助金及び市で実施している他の助成等（助成金、補助金などの金銭給付の一切をいう。）を受けていない又は受ける予定のない工事であること。
- (4) 補助対象工事に要する経費が10万円以上（消費税を除く）の工事であること。

- (5) 第6条第1項の規定による交付決定の通知後に着手し、令和3年3月1日までに第12条第1項の規定による工事完了報告書の提出が可能な工事であること。
ただし、令和2年7月28日から令和2年8月31日までの期間に着手した工事で、補助対象要件の確認ができるものは対象とする。
- (6) 関係する法令等を遵守して行う工事であること。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、補助対象工事に要する経費（消費税を除く）の2分の1に相当する金額（その金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）とし、20万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、補助対象工事の着手前に、宇部市新しい生活様式に対応した住宅リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 住宅位置図

(2) 工事内容が確認できる図面、資料等

(3) 工事見積書の写し（工事内容が確認できるもの）

(4) 工事前の状態が確認できる書類（住宅の全景、工事予定箇所がわかる写真等）

(5) 対象住宅の所有者がわかる書類（登記事項証明書等）

(6) 市税の滞納がないことがわかる書類（市税の滞納がないことの証明書の写し）

(7) 施工業者の事業所（本店、支店又は営業所）が市内にあることの書類（個人事業者の場合は代表者の住民票の写し、法人の場合は登記簿又は法人所在証明の写し）

(8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、申請書類の内容を審査のうえ、適当と認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、宇部市新しい生活様式に対応した住宅リフォーム補助金交付決定通知書（様式第2号）により前項の申請者（以下「補助対象者」という。）に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は、対象住宅の所有者、または対象住宅に対し1回に限り補助するものとする。

(工事の着手)

第8条 補助対象工事の着手は、交付決定通知後に行わなければならない。

ただし、令和2年7月28日から令和2年8月31日までの期間に着手した工事はこの限りではない。

(工事の内容の変更及び交付変更決定)

第9条 補助対象者は、交付決定を受けた後、補助対象工事の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするときは、宇部市新しい生活様式に対応した住宅リフォーム補助金交付変更申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、交付決定後の交付額の増は行わないものとする。

- (1) 工事見積書の写し（工事内容が確認できるもの）
- (2) 工事変更内容が確認できる図面、資料等
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、申請書類の内容を審査のうえ、適当と認めるときは、宇部市新しい生活様式に対応した住宅リフォーム補助金交付変更決定通知書（様式第4号）により、補助対象者に通知するものとする。

(変更工事の着手)

第10条 補助対象工事の内容を変更しようとする工事の着手は、交付変更決定通知後に行わなければならない。

(工事の中止)

第11条 補助対象者は、交付決定を受けた後、補助対象工事を中止しようとするとき、又は補助対象工事の工事金額が第4条第4号に規定する金額を下回ることが判明したときは、工事中止届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(完了報告等)

第12条 補助対象者は、補助対象工事が完了したときは、その完了した日から起算して30日以内又は令和3年3月1日のいずれか早い日までに、宇部市新しい生活様式に対応した住宅リフォーム補助金工事完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事に要した費用の領収書の写し
- (2) 工事完了写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の工事完了報告書が提出されたときは、その内容を検査するものとする。この場合において必要があると認めるときは、補助対象者、施工業者その他関係者に報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(補助金の額の確定)

第 13 条 市長は、前条の検査の結果、実施された補助対象工事の内容が、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、宇部市新しい生活様式に対応した住宅リフォーム補助金交付確定通知書（様式第 7 号）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第 14 条 補助対象者は前条の交付確定通知を受けたときは、速やかに宇部市新しい生活様式に対応した住宅リフォーム補助金交付請求書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の提出があったときは、補助対象者に対して、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 15 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助対象者に対し、宇部市新しい生活様式に対応した住宅リフォーム補助金交付決定取消通知書（様式第 9 号）により、通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による取消しに関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、宇部市新しい生活様式に対応した住宅リフォーム補助金返還命令書（様式第 10 号）により、補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第 16 条 補助対象者は、工事が完了した後も、当該工事により取得し、又は効用が増加した財産を善良な状態でかつ管理者の注意をもって管理しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 12 日から施行する。

別表

新しい生活様式に対応したリフォーム工事
<ul style="list-style-type: none">① 在宅ワークスペースを確保するための改修工事② 接触を低減するための改修工事③ 衛生環境に配慮した改修工事④ 換気に配慮した改修工事⑤ 庭でガーデニングをするための花壇等の環境整備（グリーンリフォーム工事）⑥ その他「新しい生活様式の取り組み」と認められる工事